

流山市児童発達支援センターにおける投薬について

原則として、流山市児童発達支援センターでは薬のお預かりの対応はしておりません。ただし、やむを得ず薬を持参する場合は、必要に応じてお預かりします。

薬をお預かりする条件
薬をお預かりする場合は以下の条件を満たしている必要があります。
☐ 食前または食後に投薬する薬である（食間、時間指定等の薬はお預かりできません）
☐ お子さまが当園に通園していることを医師が理解した上で、園でも投薬が必要であると医師が判断している（朝夕の投薬に変更することが不可能である）
☐ 医師から処方された薬である
☐ ご家庭でも投薬し、異常がないことを確認している
☐ 投薬が困難な場合があることを了承している

<投薬依頼書について>

- ・薬をお預かりする場合、保護者の方に「投薬依頼書」を記入していただき、「薬剤提供書のコピー」と一緒に毎回提出していただきます。
- ・「投薬依頼書」は、1枚配布いたしますので、ご家庭でコピーし使用してください。
- ・「投薬依頼書」がない場合、または記入漏れがある場合は投薬できないことがありますのでご注意ください。

<薬の持参方法について>

- ・薬は「投薬依頼書」「薬剤提供書のコピー」と一緒にジッパー付の小袋に入れてお持ちください。
- ・お預かりする薬は一回分の量をお持ちください。
※シロップ等の液体は一回分の量を容器に移して持参してください。
- ・薬の袋や容器には必ず日付と名前をご記入ください。
- ・要冷蔵の薬の場合は、保冷剤と一緒に保冷バックに入れて持参してください。

<薬の受け渡しについて>

薬は紛失等を防ぐため、目視で確認した上でお預かりします。

◇保護者が送迎する場合

保護者の方が、リュックに入れた薬を当園職員に目視で確認してもらってください。

◇保育所等の職員がバス停まで送迎する場合

保育所等の職員が、リュックに入れた薬を当園職員に目視で確認してもらってください。また、このことについて、保護者の方から並行利用先の職員に依頼してください。